

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 119 回専門委員会及び第 366 回親委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) (以下「IFRS 第 9 号(2014 年)」という。) のエンドースメント手続について、第 119 回金融商品専門委員会 (2017 年 8 月 4 日開催) 及び第 366 回企業会計基準委員会 (2017 年 8 月 9 日開催) の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 第 119 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

IFRS 第 9 号 (2014 年) に関する IFRS のエンドースメント手続

2. IFRS 第 9 号 (2014 年) の適用は、一定の困難は伴うものの、対応可能である。本邦としては、IFRS と整合性のある基準を採用すべきであり、のれん及びリサイクリングに加えて「削除又は修正」を行う項目を増やすべきではない。
3. 債権単位による管理を前提とした IFRS 第 9 号 (2014 年) の減損に関する要求は、債務者単位を前提とした本邦金融機関の管理と乖離しており、当該実務を変更する必要性に関する判断を伴う論点と認識している。

→日本基準の開発と IFRS のエンドースメント手続は分離して検討する。IFRS のエンドースメント手続において仮に「削除又は修正」を行う項目があった場合には、本邦として、その後も継続的に意見発信を行っていく必要がある点を念頭に置いていただきたい。

IFRS 第 9 号 (2014 年) の全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

4. 担保により信用リスクを削減することができる。こうした効果がどのように反映されるか不明である。

→減損の計測の手順は 2 段階に分かれている。まず、信用リスクが著しく増大しているか否か判断する。これは、当初認識時よりも債務不履行の可能性が高まっている

るかかどうかというもの。2段階目として、予想損失額を推定する。1段階目の結果により先行き12ヶ月間のみか満期までかという違いはあるが、予想損失額の推定において、担保による保全の効果も勘案することになる。

5. 修正国際基準の適用企業は、実務上で困難な点があることも考慮した上で、任意適用を決定するはずであるから、エンドースメント手続において実務上の困難さという観点はあまり重要ではないと思われる。また、実務上困難との理由だけで、整合的な体系になっているIFRS第9号の一部を修正するようなことは適切ではない。

もっとも、同内容を日本基準に導入する場合には、地域金融機関や信用リスク管理が洗練されていない企業なども対象となるため、違う議論となる。

→幅広く様々な業種を見渡して、どこかで非常に大きな影響があるのであれば、削除・修正の検討が必要となるかも知れない。

6. 実務上の困難さについては、現状を踏まえるだけでなく、どのようなリスク管理体制が望ましいかという視点も重要だと思われる。例えば、バーゼル銀行監督委員会が求める目線の変化に対応して、現状と将来のバランスを取る必要があると思われる。

→リーマン・ショックの教訓として引当金の計上が「遅すぎる、少なすぎる」という問題が認識され、予想信用損失に基づく減損が開発されたという背景がある。そうした意味では、社会全体としてコストを上回る便益があるかを考慮することになるとと思われる。

7. 「将来予測的な情報」及び「相対的アプローチ」の2つの項目に絞って議論を開始する方針に賛同する。全体の枠組みの中で、前者を導入しないという判断は困難と思われる。また、後者については、実務対応やデータ整備といった課題が議論の対象になると予想されるが、議論の内容によっては分類・測定まで見直す必要があるかもしれない。

→まずは、2つの項目に絞って、検討・深掘りしていきたい。

III. 第366回企業会計基準委員会で聞かれた意見

IFRS第9号(2014年)のエンドースメント手続の進め方

8. 事務局が提案している手続に沿った場合、必要なレベルを超えた過度な作業となる可能性があると考えており、現状、修正国際基準を適用している企業がないという状況も

踏まえ、手続を可能な限り省力化することも検討頂きたい。

IFRS 第9号(2014年)の全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

9. IFRS 第9号(2014年)により改正された分類及び測定に関する限定的修正について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする評価に同意する。
10. IFRS 第9号(2014年)の減損について、基本的な考え方の観点から、「削除又は修正」を行うべき項目がないとする評価について同意する。一方で、「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」について実務上の困難さの観点から「削除又は修正」の要否を検討すべきかについては、過去のエンドースメント手続で当該観点から「削除又は修正」が実施されておらず、エンドースメント手続において考慮される重要性の前提を考慮すると、当該実務上の困難さの評価が中途半端なものとなりかねないことから、本検討の必要性は必ずしも高くないと考える。

→公開草案へのコメントでも意見発信しており、当初から問題意識がもたれていた点との認識であり、エンドースメント手続の一貫として評価すべき点と考えている。
11. エンドースメント手続においては、エンドースメントとしての実務上の困難さのレベルでの検討を行うことを明確にして頂きたい。
12. 企業会計基準委員会が、修正国際基準というセットを提供している以上、当該基準の適用企業がなくてもエンドースメント手続を継続する必要性があり、当該手続を行う際に、実務上の困難さに触れないという選択肢がないことは理解している。

以 上